

第6次春日市総合計画 基本構想

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

第1章

将来都市像

春日市は、第5次春日市総合計画において、将来都市像「住みよさ発見 市民都市かすが」を掲げ、市民と行政の協働により、一人ひとりの住みよさを実現するまちづくりを進めてまいりました。

社会経済情勢の急激な変化や、市民の価値観、生活様式の多様化がますます進んでいる昨今においても、住みよさの実現は春日市が常に追い求めるべきものです。これからも市民ニーズをしっかりと捉え、市民が住みよさを実感できるまちを目指します。

一方で、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、大規模な自然災害の発生などによる安全・安心への関心の高まり、そしてインフラ、公共施設などの社会資本の老朽化といった様々な課題があります。これらの課題を乗り越えるためには、これまで以上に協働のまちづくりを推進することが重要となります。

そのためにも、

市民と市民が、市民と地域が、市民と行政が、地域と行政が「つながる」

つながりを、子どもを、地域を、暮らしを、未来を「はぐくむ」

つながり、はぐくみながらみんなで「支え合う」

そのような「まち」を目指します。

このような思いを込めて、春日市が目指す10年後の姿として、第6次春日市総合計画の将来都市像を次のとおり掲げます。

住みよさ実感都市 かすが

～ つながる はぐくむ 支え合う ～

第2章

まちづくりの基本理念

将来都市像「住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」を実現するため、春日市がまちづくりを推進するに当たって、常に踏まえるべき基本的な理念を、次のとおり掲げます。

誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

良好な住環境、教育、福祉、活力あふれる地域コミュニティといった春日市ならではの魅力を高め、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを行います。

みんなが活躍する協働のまちづくり

市民、地域、事業者、団体、行政といった様々な地域社会の担い手が、つながりを広げながら、お互いを尊重し、補い合い、協働し、活躍することができるまちづくりを行います。

未来へつなげるまちづくり

少子高齢化や人口減少問題、厳しい財政状況といった様々な課題に対応しつつ、これまで築き上げてきた市の魅力や住みよさを、未来の世代に確実に引き継ぐことができる持続可能なまちづくりを行います。

第3章

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、次の5つの目標を掲げます。

基本目標1 人と地域がつながり、豊かさにぎわいを生み出すまち

～ 人づくり・地域づくり ～

市民一人ひとりが、地域での活動や文化芸術・スポーツ活動などを通して、生涯にわたって心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

また、市民一人ひとりが、市民同士のつながりと地域とのつながりを広げ、協働しながら、様々な場面で活躍することで、地域コミュニティや歴史、文化、産業といった地域の魅力が高まり、地域全体ににぎわいが生まれるまちを目指します。

基本目標2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち

～ 子育て・教育 ～

子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちを目指します。

また、行政と学校、家庭、地域が連携協力して、子育てと教育に取り組み、未来を担う子どもたちが、その権利を守られ、豊かな人間性と生きる力をはぐくみながら、すくすくと成長できるまちを目指します。

基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

～ 健康・福祉 ～

全ての市民が、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、個人として尊重され、心身ともに健康で、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

また、地域のつながりを深め、お互いに支え合いながら、誰もが孤立せず、安心して暮らすことができるまちを目指します。

基本目標4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

～ 都市整備・安全安心 ～

市民の生活を支える良好な都市空間と生活環境を整え、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

また、災害に強く、犯罪や事故などから市民の生命・財産が守られ、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちを目指します。

基本目標5 持続可能で、市民から信頼される行政経営

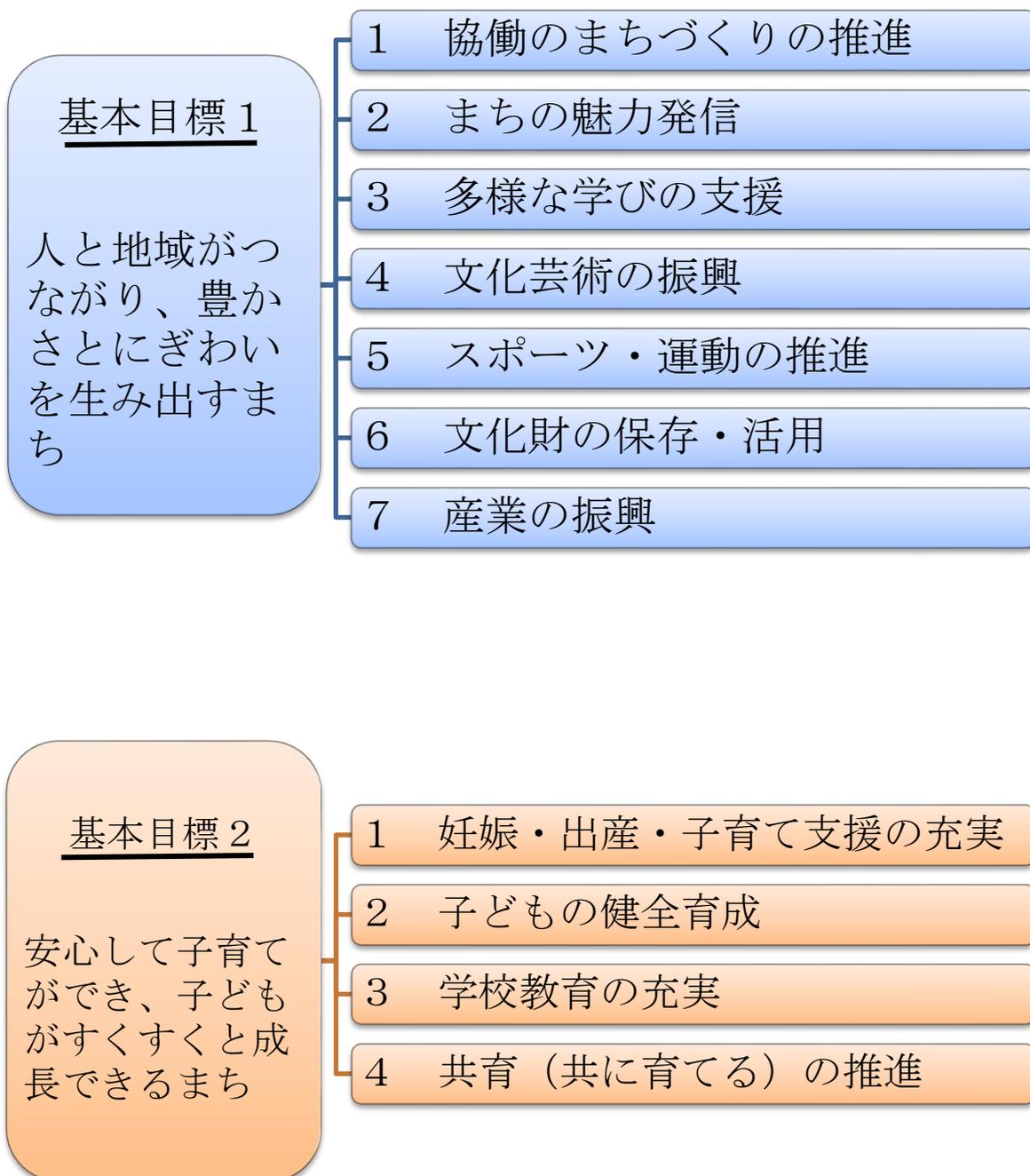
～ 行政経営 ～

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、質の高い行政サービスを将来にわたって維持していくため、行財政改革を積極的に行い、限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用することで、持続可能な行政経営を進めます。

また、事務を適正に行い、透明性・公平性の高い行政運営を行うことで、引き続き市民から信頼される行政を目指します。

2 基本目標を達成するための政策（体系）

基本目標を達成するため、今後10年間、市が行う政策（体系）を、次のとおり定めます。



基本目標 3

みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

- 1 健康づくり支援の充実
- 2 高齢者支援の充実
- 3 障がい者支援の充実
- 4 地域共生社会の推進
- 5 人権が尊重される社会の推進
- 6 男女共同参画社会の推進
- 7 社会保障制度の適正な運営

基本目標 4

良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

- 1 良好な住環境の確保
- 2 交通体系の整備・維持
- 3 上下水道の維持・保全
- 4 憩いの空間の整備・維持
- 5 環境保全と循環型社会の推進
- 6 防災体制の充実
- 7 暮らしの安全の確保

基本目標 5

持続可能で、市民から信頼される行政経営

- 1 効果的・効率的な行政運営
- 2 持続可能な財政運営
- 3 透明性・公平性の高い行政運営